

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

## 専決処分書

慰謝料請求訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

足立区長 近藤 弥生

## 慰謝料請求訴訟に関する和解について

足立区は、相手方が足立小学校放課後子ども教室の安全管理員に選任されなかったことに係る慰謝料請求訴訟につき、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

足立区足立在住者

#### 2 和解の要旨

- ( 1 ) 足立区は、相手方が別の仮処分命令申立事件の申立人であったことが、足立小学校放課後子ども教室実行委員会において、相手方を平成25年4月からの同校放課後子ども教室の安全管理員に選任しなかったことにつながったことが適切ではなかったことを認める。
- ( 2 ) 足立区は、今後、各小学校の放課後子ども教室の実行委員会（以下「各実行委員会」という。）に対し、各実行委員会が安全管理員を選任するに当たり、足立区、公益財団法人足立区生涯学習振興公社及び各実行委員会との間の放課後子ども教室事業に係る協定書に基づき、足立区に対する訴訟等を申し立てたことのみをもってその者を安全管理員に選任しないことをしないよう指導及び助言する。